0.10）× 1.5 － 0.5｝× 0.836 に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　農林水産省において公表した生産農業所得統計における平成 18 年農業算出額の合計を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 67,887 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　工業統計調査規則によつて調査された平成 26 年 12 月 31 日現在における製造品出荷額として公表された数値（従業者 4 人以上の事業所に係る統計数値とし、万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。ただし、当該数値が公表されていない市町村にあつては、当該数値は 0 とする。）で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を 2,399,172 で除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　平成 27 年度地方財政状況調査における地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金並びに諸収入の合計額を歳入合計で除して得た数で 0.467 を除して得た数（算定の過程に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

D　人口密度で 336 を除して得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

E　六十五歳以上人口を人口で除して得た数を 0.263 で除して得た数（算定の過程に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

6　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、都道府県にあつてはそれぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率に一・一七四を乗じて得た率とし、市町村にあつてはそれぞれの理由ごとに算出した補正係数を連乗した率とする。

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

8　新市町村の経常態容補正係数の算定に用いる数値の合併関係市町村への分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。

一　六十五歳以上人口　第四十九条第五項第一号㈠の規定により分別又は按分するものとする。この場合において、「人口又は人口集中地区人口」とあるのは、「六十五歳以上人口」と読み替えるものとする。

二　面積　合併関係市町村の区域ごとに分別する。

三　前二号以外の数値　新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。